

石巻市都市計画道路見直し検討（その４）業務 特記仕様書

１ 業務の目的

石巻市（以下「本市」という。）では、令和７年度実施の「石巻市都市計画道路見直し検討業務（その３）」において、都市計画道路の見直し対象路線を設定して評価指標による路線の必要性及び事業の実現性を検証し、見直し道路網（素案）の作成を進めている。

本業務においては、「都市計画道路見直しガイドライン（改定版）」（宮城県土木部都市計画課 平成３０年３月）に基づき、住民説明等資料作成及び都市計画決定変更手続に係る資料作成を行うことを目的としている。

２ 業務期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

３ 業務対象路線

対象路線は、本市における都市計画道路のうち、変更又は廃止を検討している１０路線程度とする。ただし、見直し道路網（素案）の作成を進める中で対象路線数が減少となる可能性がある。

４ 提出書類

本業務の着手に当たり、受託者は契約締結後速やかに次の書類を本市に提出し承認を受けること。

- (１) 業務着手届及び業務工程表
- (２) 管理技術者等通知書、経歴書
- (３) 業務計画書

なお、業務計画書には次の事項を記載すること。

- ア 業務概要、イ 実施方針、ウ 業務工程、エ 業務組織計画、オ 打合せ計画、
カ 成果品の内容、キ 使用する主な図書及び基準、ク 連絡体制（緊急時を含む。）、
ケ 使用する主な機器、コ その他

５ 管理技術者等

管理技術者は、実務経験豊かな技術者とし、各作業工程が計画どおり遂行されるよう管理するものとする。配置しようとする管理技術者は、技術士（「建設部門」の都市及び地方計画又は「総合技術監理部門」の建設―都市及び地方計画）のいずれかの資格を有すること。

照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその効果の確認を行うとともに、最終成果物の内容の技術上の照査を行うものとする。配置しようとする照査技術者は、技術士（「建設部門」の都市及び地方計画又は「総合技術監理部門」の建設―都市及び地方計画）の資格を有する者とし、管理技術者と兼ねることができない。

6 業務内容

(1) 計画準備

業務実施前に、工程、業務内容、体制等を明記した業務計画書を提出するとともに、業務に必要な資料収集等を実施することとする。

また、過年度実施業務の成果の精査を行い、その内容を十分に踏襲し本業務へ反映することとする。

(2) 住民説明等資料作成

意見収集の場、周知の場としての住民説明を実施することから、それに伴い必要な資料作成を行う。

(3) 都市計画決定変更手続に係る資料作成

本市では、本市における都市計画道路全45路線のうち10路線程度を見直し対象路線として抽出し、見直し道路網（素案）の作成を進めており、それに伴う都市計画決定の変更手続に必要な以下の資料作成を行うものとする。

ア 都市計画審議会

宮城県及び本市の都市計画審議会に伴う説明資料の作成を行う。

イ 庁内関係課協議

都市計画決定の変更手続に伴う庁内関係課との協議のための資料作成を行う。

ウ 関係機関協議

都市計画決定の変更手続に伴う宮城県との協議のための資料作成を行う。

エ 法定図書等作成

都市計画決定の変更手続に必要な法定図書（総括図、計画図）、参考図書及び関係資料の作成を行う。

7 再委託の禁止

受託者は、本業務を他の第三者に再委託又は請け負わせてはならない。

なお、本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、概要、再委託する内容等について、書面により本市の承諾を得ること。

8 打合せ等

業務遂行に必要となる打合せ協議を行う。打合せは、業務着手時、中間（5回程度）、成果品納品の合計7回程度とする。打合せは対面を基本とし、管理技術者は全ての打合せに参加するものとする。

なお、打合せ等の内容については、受託者が都度、議事録を作成し提出すること。

9 打合せ及び関係機関協議に伴う移動の際の公共交通機関利用の促進について

本市が策定した石巻市立地適正化計画において、公共交通の維持充足を図ることとしていることから、本業務においても、業務に必要な打合せ及び関係機関協議に伴う移動においては、原則として公共交通を利用することとし、その利用実績を報告すること。

10 資料の管理

受託者は、本業務において本市から貸与される資料等について、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取り扱い、使用後は速やかに返却すること。

11 成果品検査

受託者は、本業務の完了後本市の検査を受けるものとし、本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに修正を行うものとする。

12 成果品等の管理及び帰属

本業務において使用及び作成した資料又は成果品は全て本市の帰属とし、受託者は本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複製、流用してはならない。成果品等の作成において他の個人・団体等の資料を引用又は転用する場合、受託者は著作権、その他法令上の権利等の調整を行い、その了承を得なければならない。

13 成果品

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 業務完了届 | |
| (2) 納入成果品一覧 | |
| (3) 業務報告書 | 2 部 |
| (4) その他業務上作成した資料 | 1 式 |
| (5) 上記電子データ（電子記録媒体に保存） | 1 式 |
| (6) その他発注者が指定したもの | 1 式 |

14 成果品提出先

石巻市建設部都市計画課

15 法令遵守

- (1) 本業務を履行するに当たっては、石巻市契約規則をはじめとする各種関係法令・規則等を遵守すること。
- (2) 業務において知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本仕様書に記載のない事項については、宮城県土木部が制定した「共通仕様書（建設関連業務）令和7年10月以降版」に従うこと。ただし、共通仕様書中の「宮城県土木部」は「石巻市」に読み替えるものとする。

16 暴力団等の排除

- (1) 受託者が、この契約の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。

- (2) 受託者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者並びに石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する建設工事等に係る下請負人（一次及び二次下請以降全ての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降の全ての再受託者を含む。以下同じ。）としてはならない。
- (3) 受託者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。
- (4) 受託者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。
- (5) 受託者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書（石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式（石巻市ホームページに掲載））により建設工事等担当課長に報告すること。
- (6) 受託者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
- (7) 受託者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、建設工事等担当課長と協議を行うこと。
- (8) 市長は、受託者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。

17 留意事項

- (1) 受託者は、石巻市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、業務に係る最新の事例、情報等を収集し、業務への反映に努めること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項で、業務実施上必要と認められる事項にあつては本市との協議を要するものとする。
- (4) 本仕様書に示す打合せ回数等については現時点での予定であり、実際と異なる場合がある。
- (5) 受託者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに発注者に報告し、最善の処理を行わなければならない。また、損害賠償の請求があつた場合には、受託者が事故の責任において一切を処理するものとする。
- (6) 業務の履行に当たり、十分な知識を有する者を配置すること。適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。

- (7) 業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補正等その他必要な措置を行うものとし、かかる経費は受託者の負担とする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、本市と別途協議すること。